

令和6年度

一般廃棄物処理実施計画(案)

鶴岡市

目次

第 1	総 則	1 ページ
第 2	ごみ排出量等の見込み	2 ページ
第 3	一般廃棄物の分別区分等	4 ページ
第 4	ごみ処理施設の概要及びごみ処理量等の 見込み	7 ページ
第 5	し尿等処理実施計画	10 ページ
第 6	3 R 推進施策等	11 ページ
第 7	施設整備計画	16 ページ
第 8	災害廃棄物等の処理	16 ページ

第1 総 則

- 1 鶴岡市一般廃棄物処理基本計画に掲げる目標の実現を目指して、発生抑制（リデュース）、再使用（リユース）、再生利用（リサイクル）の3Rの考え方に基づくごみ減量・資源化対策を推進する。

また、SDGs（※1）の理念を普及し、脱炭素社会の構築など、地球環境の保全に貢献することを目指す。

※1 「Sustainable Development Goals(持続可能な開発目標)」の略称で、平成27年9月の国連サミットにおいて採択された令和12年（2030年）までの国際目標。17のゴール、169のターゲットから構成され、「誰一人取り残さない」（leave no one behind）という誓いのもと、社会・環境・経済にかかる様々な課題に総合的に取り組んでいくもの。

（関連する主なSDGsのゴール）



- 2 計画の期間 令和6年4月1日から令和7年3月31日まで

- 3 計画の区域

（1）鶴岡市の全域とする。

（2）計画区域外の一般廃棄物の搬入及び処理については次のとおりとする。

- ① 計画区域外で発生した一般廃棄物については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律137号。以下「法」という。）、その他法令等で広域的処理が必要とされる一般廃棄物を除き、他市町村と事前に協議を行い、計画との調和が確保された場合に限り搬入を認める。
- ② 三川町と鶴岡市との間の一般廃棄物の処理に係る事務の委託に関する規約（平成19年三川町告示第21号及び平成19年鶴岡市告示第75号）に基づき、同町の一般廃棄物のうち、鶴岡市の一般廃棄物処理施設において処理が可能な廃棄物について、搬入を認め処理する。

第2 ごみ排出量等の見込み

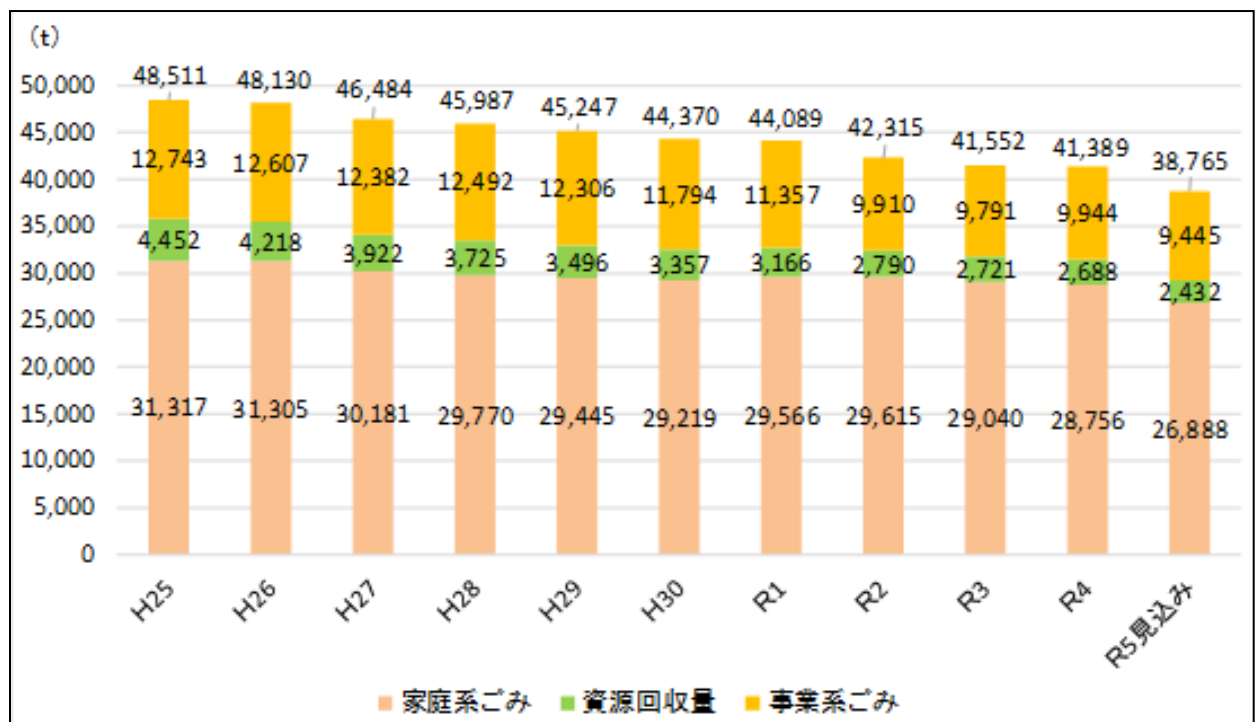
区分	令和4年度 (実績値)	令和5年度 (実績見込み)	令和6年度 (見込み)
① 生活系ごみ(t) = ② + ⑦	31,445	29,319	29,190
② 家庭系ごみ(t) = ③ + ④ + ⑥	28,756	26,888	26,810
③ 可燃ごみ(t)	25,723	23,985	23,990
④ 不燃ごみ(t)	2,871	2,735	2,650
(⑤ うち資源ごみ(t))	2,135	2,057	2,010
⑥ 粗大ごみ(t)	163	168	170
⑦ 資源回収量(t)	2,688	2,432	2,380
⑧ 事業系ごみ(t)	9,944	9,445	9,630
⑨ ごみの総排出量(t) = ① + ⑧	41,389	38,765	38,820

※令和5年度実績見込みは、令和5年4月から12月までの実績を踏まえ算出。

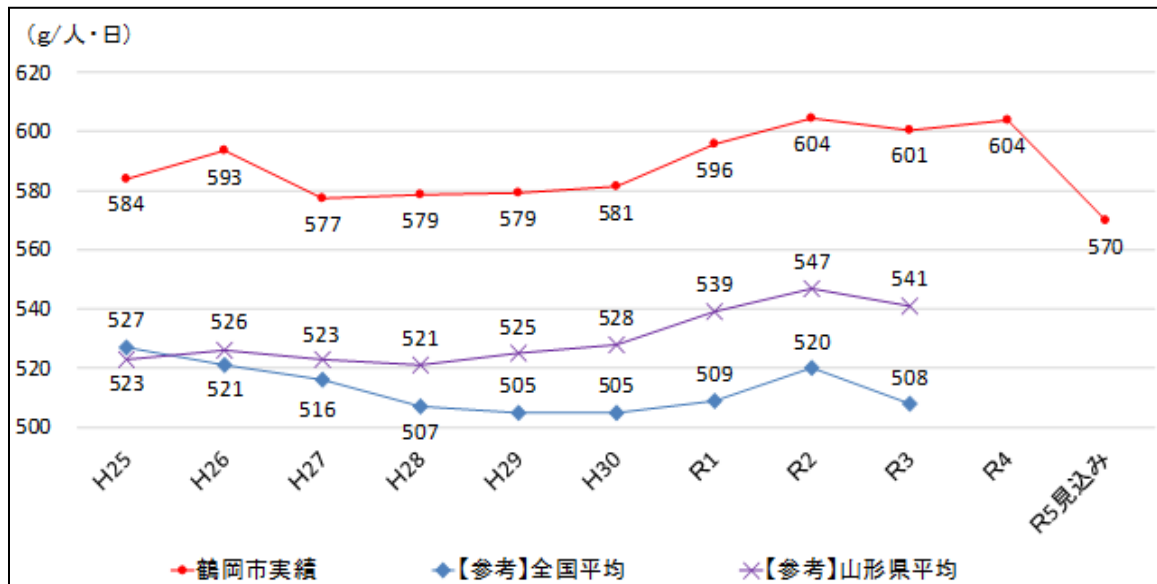
※令和6年度見込みは、令和4年度までの実績と、令和5年度実績見込みから推測される令和6年度の排出量を記載している。事業系ごみについては、コロナ禍で落ち込んだ事業活動の回復を見込んで算出している。

※四捨五入の関係で合計が一致しない場合がある。

【ごみ排出量等のこれまでの推移】



【1人1日あたりの家庭系ごみの排出量（資源ごみを除く）のこれまでの推移】

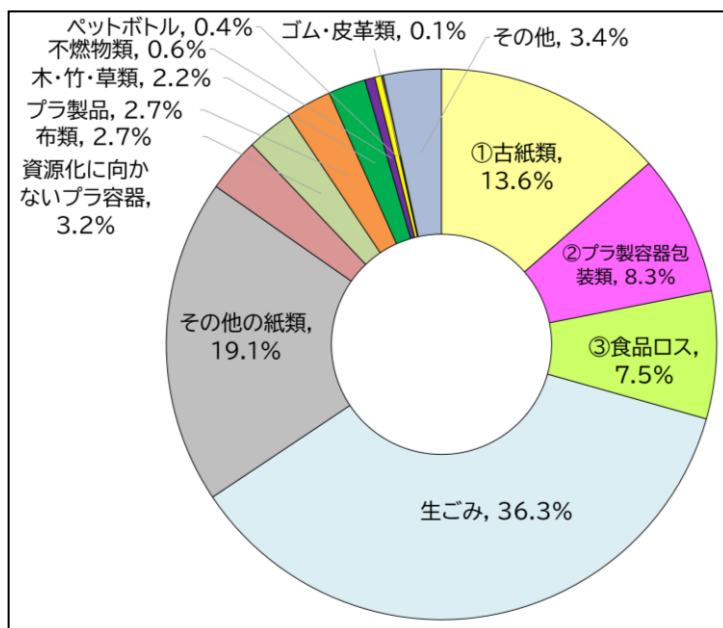


※1人1日あたりの家庭系ごみの排出量（資源ごみを除く）

$$= (\text{②家庭系ごみ} - \text{⑤うち資源ごみ}) \div \text{当該年度9月末人口} \div \text{当該年度日数} \times 1,000,000$$

※焼却・埋立されるごみの推移を把握するため、資源ごみは除外している。

【令和5年度 もやすごみのサンプル調査結果】



○家庭系ごみの排出量は、総量でも1人1日あたりでも、令和5年度に大きく減少する見込みである。物価高騰による消費者行動の変化や、新型コロナウイルスの5類移行に伴い在宅時間が減少したことなどが影響したと考えられる。

○一方、家庭ごみの大部分を占めるもやすごみのサンプル調査を実施したところ、食品ロスや古紙類、プラスチック製容器包装類など、減量化・資源化が可能なごみが約4分の1を占めており、さらなるごみ減量の余地がある。

○事業系ごみは、コロナ禍を境に大きく減少している。

第3 一般廃棄物の分別区分等

1 家庭から排出される一般廃棄物の分別区分等

区分	排出方法	収集方法	処理方法
もやすごみ	・指定ごみ袋（茶色）に入れ、 ごみステーションに排出	・委託業者が収集 （週2回）	・ごみ焼却施設で焼却 ・残渣（焼却灰）は埋立処分
プラスチック 製容器包装類	・指定ごみ袋（桃色）に入れ、 ごみステーションに排出	・委託業者が収集 （週1回）	・リサイクルプラザで圧縮梱包し、 指定法人に引渡し
ペットボトル	・指定ごみ袋（黄色）に入れ、 ごみステーションに排出	・委託業者が収集 （週1回）	・リサイクルプラザで圧縮梱包し、 再資源化業者に売却
びん	・指定ごみ袋（緑色）に入れ、 ごみステーションに排出	・委託業者が収集 （隔週）	・リサイクルプラザでカレット化し、 指定法人に引渡し
缶			・リサイクルプラザで圧縮し、 再資源化業者に売却
金属・その他	・指定ごみ袋（青色）に入れ、 ごみステーションに排出	・委託業者が収集 （隔週）	・リサイクルプラザで破碎・選別し、 鉄・アルミは再資源化業者に売却 ・残渣は焼却・埋立処分
蛍光灯・ 乾電池等	・蛍光灯は購入時のケースに、 乾電池等は透明な袋に入れ、 ごみステーションに排出	・委託業者が収集 （月1回）	・リサイクルプラザで選別し、 再資源化業者に引渡し
粗大ごみ	・リサイクルプラザに持ち込む	・リサイクルプラザで受付（有料）	・リサイクルプラザで破碎・選別し、 鉄・アルミは再資源化業者に売却 ・残渣は焼却・埋立処分
	・許可業者に処理を依頼	—	・許可業者が資源化または処分
古紙類	・地域の集団資源回収に出す	—	・再資源化業者に引渡し
	・ごみ焼却施設等に持ち込む	・拠点回収	・再資源化業者に売却
	・資源回収業者に持ち込む	—	・再資源化業者に引渡し
古着	・廃棄物対策課等に持ち込む	・拠点回収	・再資源化業者に引渡し
デジタル機器	・廃棄物対策課等に持ち込む	・拠点回収	・再資源化業者に売却
水銀製品等	・廃棄物対策課・地域庁舎等に持ち込む	・拠点回収	・リサイクルプラザで選別し、 再資源化業者に出荷



ごみステーションの例

【市で処理できないごみ】

区分	品目例	処理方法
有害物質を含むもの・危険性のあるもの	農薬、薬品、自動車・バイク等のバッテリー、LP ガスボンベ、火薬、廃油、塗料、医療廃棄物（感染性のあるもの、注射針など鋭利なもの）、フロン類が使用されている製品など	・販売店または取扱・許可業者に処理を依頼
処理に支障を及ぼすおそれがあるもの	直径 10 cm 超・長さ 60 cm 超の枝類・木材等、スプリング・スプリングを含む製品（マットレスなど）、FRP 製品、金属製ホース、ボーリングの玉、ピアノ、大型金庫、耐火金庫、農機具、焼却炉など	・販売店または取扱・許可業者に処理を依頼
建築解体に伴うもの	コンクリートブロック、煉瓦、壁材、住宅設備など	・許可業者に処理を依頼
家電リサイクル法対象品目	エアコン、冷蔵庫・冷凍庫、テレビ（ブラウン管・液晶・プラズマ）、洗濯機・衣類乾燥機	・販売店に引き取りを依頼 ・指定引取場所に持ち込む ・許可業者に処理を依頼
リサイクルルートが確立されているもの	消火器、自動車・自動車部品、パソコンのブラウン管モニター、バイクなど	・販売店または取扱・許可業者に処理を依頼

- (1) 家庭から排出されるごみは、決められた日時及び場所（ごみステーション）に出す定点収集方式により、市が委託した業者が「ごみ収集カレンダー」の日程で収集・運搬する。
- (2) 家庭から排出されるごみは、大気環境保全に配慮し、政令で定めるもの以外は、自己焼却処理行為を行わない。
- (3) 多量に発生したごみは、排出者自ら鶴岡市ごみ焼却施設または鶴岡市リサイクルプラザへ搬入、もしくは市が許可した一般廃棄物処理業者に処理を依頼する。
- (4) 小型充電式電池や酒びんなど、製造業者・販売業者等による回収及び再資源化が行われている製品については、当該業者等による処理を利用する。
- (5) ごみ収集車やごみ処理施設での事故を防止するため、スプレー缶、カセットボンベ、ライター等を廃棄する際は、中身のガスを使い切り、「金属・その他」で排出する（令和 7 年 1 月からは、スプレー缶、カセットボンベ、ライター等は、「蛍光管・乾電池等」で排出に変更予定）。また、モバイルバッテリー、電子タバコ等は「蛍光管・乾電池等」で排出する。
- (6) 新型コロナウイルス等感染症の感染者等が使用したマスク等はビニール袋に入れて密閉し、「もやすごみ」で排出する。

2 事業活動に伴って排出される一般廃棄物の分別区分等

区分	排出方法	処理方法
可燃ごみ	・ごみ焼却施設に持ち込む	・ごみ焼却施設で焼却し、残渣は埋立処分
	・許可業者に処理を依頼	・ごみ焼却施設で焼却し、残渣は埋立処分 ・許可業者が資源化または処分
資源物 (古紙等)	・資源回収業者に処理を依頼	・再資源化業者に出荷

【市で処理できないごみ】

区分	排出方法	処理方法
産業廃棄物	・産業廃棄物処理業者に処理を依頼	・産業廃棄物処理業者が資源化または処分

- (1) 事業系一般廃棄物は、排出者自らの責任において適正に処理することとし、市で収集運搬は行わない。
- (2) 事業系一般廃棄物の自己焼却処理を行う場合は、関係法令等を遵守する。
- (3) 鶴岡市ごみ焼却施設に搬入する際は、ごみの種類、内容を容易に目視確認できる状態とし、ごみ袋を使用する場合は透明もしくは半透明のものを使用する。また、プラスチック類など、産業廃棄物に該当するものは搬入しない。
- (4) 食品残渣や剪定枝等は、可能な限り資源化に努める。

3 その他

- (1) 飼い主等が不明な猫等の小動物の死体は、原則として当該土地の所有者または管理者が収集・運搬し処理するものとし、鶴岡市ごみ焼却施設において焼却することができる。ただし、県道等の猫等の死体は、市に回収の委託又は権限移譲がなされていることから、市が収集・運搬し処理する。
- (2) 一般廃棄物処理業は、法に則り市の許可により実施され、現在その許可業者は充足されており、原則として新規申請は受け付けない。

第4 ごみ処理施設の概要及びごみ処理量等の見込み

1 可燃ごみ処理施設

(1) 施設の概要

施設名	鶴岡市ごみ焼却施設「つるおかエコファイア」(※2)
所在地	宝田三丁目13番6号
処理方式	全連続運転式焼却炉(ストーカ)
公称能力	160t/24h(80t/24h×2炉)

※2 ごみ焼却施設の愛称を市民の皆様より募集し、環境フェアでの市民投票を経て、「つるおかエコファイア」に決定しました。

(2) 中間処理量の見込み(三川町分を含む)

区分	数量(t)
① 家庭系ごみ(もやすごみ)	25,400
② 事業系ごみ	10,980
③ リサイクルプラザ可燃残渣	450
④ し尿処理施設のし渣・汚泥等	990
⑤ 合計	37,820



鶴岡市ごみ焼却施設「つるおかエコファイア」

2 不燃ごみ処理施設

(1) 施設の概要

施 設 名	鶴岡市リサイクルプラザ「くるりん館」
所 在 地	水沢字水京 68 番地の 1
処理方式 ・ 処理能力	資源回収方式 ・びん缶 15 t / 日 ・金属その他 10 t / 日 ・粗大ごみ 8 t / 日 減容圧縮梱包 ・プラスチック製容器包装 11 t / 日 ・ペットボトル 2 t / 日

(2) 中間処理量の見込み（三川町分を含む）

区分	数量（t）
① プラスチック製容器包装類・ペットボトル	970
② びん・缶	1,080
③ 金属・その他	670
④ 蛍光管・乾電池等	50
⑤ 粗大ごみ	180
⑥ 合 計	2,950

(3) 中間処理後の資源化量の見込み（三川町分を含む）

区分	資源化量（t）
① 鉄	350
② アルミ	220
③ カレット	580
④ ペットボトル	360
⑤ プラスチック製容器包装類	520
⑥ 蛍光管・乾電池	50
⑦ 合計	2,080



鶴岡市リサイクルプラザ「くるりん館」

3 最終処分場

(1) 施設の概要

名 称	鶴岡市一般廃棄物最終処分場
所 在 地	大荒字荒沢前 1 6 7 番地 2
埋立面積	18,400 m ²
計画埋立容量	133,600 m ³
埋立方法	管理型 サンドイッチ&セル方式
浸出水の処理方式	凝集沈殿処理、砂ろ過処理後 下水道放流

(2) 埋立量の見込み（三川町分を含む）

項目	埋立量（t）
焼却灰及び不燃残渣	4,810



鶴岡市一般廃棄物最終処分場

第5 し尿等処理実施計画

1 収集・運搬計画

(1) 収集・運搬区域の範囲

鶴岡市の全域

【参考】下水道等の接続率（令和5年3月31日現在）

	整備済区域内	接続	未接続	
	戸数	戸数	戸数	接続率(%)
・公共下水道事業	41,267	38,782	2,485	94.0
・集落排水事業	5,192	4,964	228	95.6
・浄化槽事業	429	429	0	100.0
計	46,888	44,175	2,713	(単独浄化槽設置戸数含む)
※鶴岡市の世帯数（令和5年3月31日現在）	49,336			
※鶴岡市の世帯数－整備済区域内戸数	2,448			

(2) 収集・運搬方法

区分	収集回数	方法
し尿	随時	許可業者への依頼
浄化槽汚泥等		

(3) し尿は、処理施設で適正な処理を行い、農地還元は行わない。

(4) 効率的かつ持続可能な処理体制を構築するため、し尿収集運搬業務の見直しを検討する。

2 中間処理計画

(1) 処理施設の概要

施設名	鶴岡市し尿処理施設
所在地	宝田三丁目13番6号
処理能力	152kℓ/日（し尿63kℓ/日・浄化槽汚泥89kℓ/日）
処理方式	1次・2次処理 標準脱窒素処理方式
放流水	BOD 10mg/ℓ 以下 SS 10mg/ℓ 以下 大腸菌群数 3,000個/mℓ 以下



鶴岡市し尿処理施設

(2) 中間処理量の見込み（三川町分を含む）

区分	数量（kℓ）	処理施設
① し尿	1,890	鶴岡市し尿処理施設
② 浄化槽汚泥等	19,990	

3 最終処分計画

中間処理施設から排出される汚泥等をごみ焼却施設で焼却した後、一般廃棄物最終処分場に埋立する。

第6 3R推進施策等

1 環境学習の推進

課題・目的	取組内容
多様な媒体による効果的な情報発信	・広報誌やエコ通信、ホームページ、SNS、YouTube など、様々なメディアを活用して、具体的・効果的な情報発信を積極的に行う。 ・市公式 LINE を通じて、ごみ分別検索機能やごみ収集日通知機能などを提供する。また、希望者にごみ関連情報の配信を行う。 ・「ごみの分け方・出し方ガイドブック」を改定し各家庭に配布する。 ・ごみ収集カレンダーを各家庭に配布する。 ・ごみの分別・排出方法について、外国語でも情報発信を行う。
ごみ処理施設の活用	・小学校や町内会等の団体の施設見学を受け入れる。 ・ごみ処理3施設を1日で回る見学会や各種リサイクル教室を開催する。 ・リサイクルプラザに持ち込まれた粗大ごみのうち、再生可能なものは極力再生し、場内での展示や市民への提供などに活用する。

学童期からの環境教育	・ 小学校単位での施設見学等の校外学習や出前授業など、様々な機会を捉えて子どもたちへの環境教育を行う。 ・ ペットボトルの水平リサイクルなどについて、事業者や学校等と連携した環境教育を行う。
市民と協働での環境学習	・ 町内会等や各市民団体においてごみ分別出前講座を実施し、ごみ減量の必要性やごみの分け方・出し方の理解と分別徹底を推進する。  ごみ分別出前講座の様子
環境保全推進員との連携	・ 研修会や市職員との連絡・相談などを通じて、鶴岡市環境保全推進員の意識を高め地域活動推進を図る。 ・ 各町内会等の効果的な取組事例などについて情報共有する。
催事等での取り組み	・ 「環境フェア」等の環境イベントを開催し、3Rについての啓発やフリーマーケット等に取り組む。 ・ 各種イベント等でのごみ減量への協力・参加を呼びかける。

2 ごみの減量と資源化の推進

課題・目的	取組内容
家庭への啓発	・ 資源ごみの分別を促すため、中身をより確認しやすいごみ袋への変更について周知する。 ・ 簡易包装商品や詰め替え製品の購入など、「ごみになるものを買わない、増やさない」という気運を醸成する。 ・ 古紙類（新聞・雑誌・ダンボール・飲料用パック・雑がみ）の資源化に向け、回収場所などの情報発信を行う。  第四学区コミセン敷地内に設置された古紙類置場

家庭への 啓発	・プラスチック製容器包装類がもやすごみとして排出されないよう、写真による具体例などを示しながら、プラスチックごみの分別徹底に向けた情報発信を行う。 ・レジ袋やスプーンを受け取らないようにするなど、ワンウェイ（使い捨て）プラスチックの利用削減を呼びかける。 ・まだ食べられるのに捨てられている食品ロス削減のため、食材の適量購入、使いきり、食べきりなどを呼びかける。 ・生ごみの水切りの徹底を呼びかける。 ・フードドライブ（※３）を開催するとともに、同活動への協力を呼びかける。 ※３ 各家庭で食べきれない食品などを引取り、福祉施設等へ無料で提供する社会福祉活動。  環境フェアで実施したフードドライブの様子
家庭系ごみ 処理の有料化 の調査・研究	・ごみ処理に対する市民のコスト意識の醸成や、市のごみ処理負担の軽減を図るため、ごみ収集体制のあり方やごみ処理有料化について調査・研究する。
事業者への 啓発	・事業者の理解と協力を得ながら、簡易包装の実施など、ごみの発生量の少ない事業活動について啓発する。 ・「事業系ごみの分け方・出し方ガイドブック」を策定し、ごみの減量・分別・適正排出について周知する。 ・市内の飲食店等の協力を得ながら、食品ロス削減ポスターの掲示など、外食時の「食べきり運動」を呼びかける広報活動を行う。
施設搬入ごみ の処理手数料 の見直し	・ごみ処理施設に搬入されるごみの処理手数料について、適正な費用負担のための見直しを検討する。
率先した行政 の取組の推進	・鶴岡市所有・管理施設から排出されるごみの減量化を図る。

ごみの資源化 の推進	・地域が行う集団資源回収運動等への報奨金の支給など、支援を継続するとともに、優良事例を情報共有する。また、必要に応じて対象品目・報奨金の見直しを検討するなど、回収運動をさらに推進する。 ・ごみ焼却施設等において、古着・古紙・デジタル機器・水銀製品等の無料回収を実施する。  古着の無料回収の様子 ・事業者と連携し、古紙回収場所の拡大について研究する。 ・事業者と連携し、ペットボトルの水平リサイクル（※４）に取り組む。 ※４ ペットボトルを再度ペットボトルにリサイクルする取組。 ・事業者の協力を得ながら、資源回収品目の拡大について研究する。 ・事業者等と連携し、ペットボトル、食品トレイ、紙パック等の店頭回収を推進する。 ・町内会等の協力を得て、ごみステーションでの早朝立哨指導をより多く実施し、ごみの分け方・出し方の理解と分別徹底を推進する。
プラスチック ごみの一括 回収の調査・ 研究	・もやすごみに含まれるプラスチックごみ量の試算や先進事例の調査、課題の整理など情報収集を進める。

3 適正かつ安定的、効率的なごみ処理の推進

課題・目的	取組内容
ごみステーションの維持 管理	・環境保全推進員と協力して町内会等との連携を進め、適正なごみステーションの設置及び維持管理を推進する。
適正排出の 推進	・ごみの分別ルールについて、市民にとってわかりやすいものとなるよう、随時見直しを行う。 ・ごみステーションへの事業系ごみの排出や、産業廃棄物の市施設への搬入などの不適正行為について、指導を強化する。

適正排出の 推進	・もやすごみへの金属類の混入や、スプレー缶等による発火事故の防止に向けた対策を強化する。 ・違法な不用品回収業者を利用しないよう啓発する。
高齢化等への 対応	・ごみ出し困難世帯のごみ出しを支援するため、ごみ出し支援を始める団体へ補助するとともに、支援に必要なごみステーションの新設・改修等に要する費用を補助する。
地域循環共生 圏（※５）の構築	・ごみの焼却によって発生する熱を利用して発電を行い、施設内で自家消費するほか、余剰電力を売電し、市内の小中学校や公共施設などに供給する「電力の地産地消」に取り組む。 ※５ 平成３０年４月に閣議決定された第五次環境基本計画で提唱された考え方。各地域が美しい自然景観等の地域資源を最大限活用しながら自立・分散型の社会を形成しつつ、地域の特性に応じて資源を補完し支え合うことにより、地域の活力が最大限に発揮されることを目指す考え方。
環境保全の 推進	・関係団体等と連携し、不法投棄防止に向けた啓発活動やパトロールを実施する。 ・ごみステーションにおけるごみの散乱防止の啓発を行うとともに、防鳥ネットの無償配布を行う。 ・ごみ袋の提供や集まったごみの回収などを通じて、クリーン作戦や市一斉清掃の実施を支援する。 ・マイクロプラスチック（※６）の現状などの情報発信を行うとともに、５月３０日のごみゼロの日に合わせてイベントを行うなど、海岸漂着ごみ対策を推進する。 ※６ プラスチックごみが波や紫外線の影響で小さくなることや、合成繊維の衣料の洗濯などによって発生する５ｍｍ以下の微細なプラスチック。  ごみゼロの日に実施したクリーン作戦の様子

第7 施設整備計画

1 ごみ焼却施設

ごみ焼却施設の進入出路、駐車場等の整備を行う。

2 最終処分場

埋立満了となった岡山最終処分場の廃止に向け取り組む。また、次期最終処分場の候補地の検討を行う。



旧ごみ焼却施設の跡地に駐車場等を整備

第8 災害廃棄物等の処理

- 1 大規模な災害が発生した際には、鶴岡市災害廃棄物処理計画に則り、災害廃棄物等を適正、円滑かつ迅速に処理する。
- 2 平常時においては、災害発生時に迅速に対応できるよう、研修及び他市の取組の研究等を通じた職員の適応能力の向上に努める。
- 3 火災で発生したごみのうち、市が処理可能なものについては、処理手数料を免除し被災者を支援する。
- 4 これまでの災害の経験を踏まえ、鶴岡市災害廃棄物処理計画の見直しを行う。